

長期優良住宅認定申請 チェックシート

年 月 日

該当する項目にチェックをし、申請時に提出してください。
福山市では、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条に基づき基準を定めています。
該当の区域内では原則認定することができません。

居住環境の維持及び向上への配慮			市施行細則第4条
1	地区計画等の区域	☐ 区域外	☐ 区域内 ——— 通知書等添付
2	景観計画の区域	☐ 区域外	☐ 区域内 通知書添付 高さ13m又は建築面積1,000㎡を超える 届出対象外
3	都市計画施設等の区域		
	ア 促進区域	☐ 区域外	☐ 区域内 (※1 ただし書き)
	イ 都市計画施設の区域	☐ 区域外	☐ 区域内 (※1 ただし書き)
	ウ 市街地開発事業の施行区域	☐ 区域外	☐ 区域内 (※1 ただし書き)
	エ 市街地開発事業等予定区域	☐ 区域外	☐ 区域内 (※1 ただし書き)
※1 ただし書き ただし、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業の施行地区内の除却が不要な住宅、都市再開発法（昭和44年法律第38号）による市街地再開発事業の施行地区内の施設建築物である住宅その他の使用が長期にわたる住宅と市長が認める場合は、この限りでない。			
自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮			市施行細則第4条の2
地すべり防止区域		☐ 区域外	☐ 区域内 (※2 ただし書き)
急傾斜地崩壊危険区域		☐ 区域外	☐ 区域内 (※2 ただし書き)
土砂災害特別警戒区域		☐ 区域外	☐ 区域内 (※2 ただし書き)
※2 ただし書き 当該区域の指定が解除されることが決定している場合又は短期間のうちに当該区域の指定が解除されることが確実と見込まれる場合は、この限りでない。			